



2019年第3回市議会

2019年第3回定例会は、9月30日の最終本会議において、一般会計約15億9,702万6千円の補正予算案や条例その他の案件について、可決・承認し閉会した。

主な内容としては、障害者福祉施設の整備に対する補助やかごしま温泉健康プラザの温泉施設の整備に要する経費。移住・就業等支援事業費や急傾斜地崩壊対策事業費等です。

さて、日本各地で大規模な自然災害が頻発するなか、本市でも7月に8・6豪雨級の大雨にみまわれ、貴重な人命が奪われました。ご冥福をお祈りします。その際、避難指示や避難所運

営のあり方などが大きな争点となった。市内全域に避難指示を出したことや、開設した避難所191ヶ所のうち62ヶ所で職員が災害の危険を感じたこと等、避難に関するソフト・ハード両面の課題が浮き彫りとなった。今回の大雨の教訓をどう次に活かすかが重要だ。



今議会では、我が会派が提出した「地方財政の充実・強化を求める意見書」が全会一致で採択され、衆参両議長はじめ国へ送られた。

LGBT(性的少数者) 発言をめぐる 市議会の動きについて

今回の定例会の代表質疑における自民みらい会派による「LGBT施策等への慎重な対応について」の質問通告に対して、当事者団体から質問項目が偏見と差別に満ち溢れているとして、通告の取り下げの要請書が提出され、質疑後は質疑に対する抗議文も出された。

その後の議会運営委員会において、共産党会派から5点の発言取り消しと本会議での謝罪が求められた。自民みらい会派は一部発言を取り消し、「当事者を意図せず傷つけたなら申し訳なく思う」とお詫びとみられる発言があったことから議会運営委員会での協議は終息した。

人権問題は、対象者やニーズの大小にかかわらず、様々に差別されている方々に対して、同じように対処することが重要との観点で論議すべきと考える。

保育士支援について 宿舎借り上げ支援導入を求める

国の保育士宿舎借り上げ支援事業とは、保育士の宿舎借り上げ費用の全部又は一部を支援することにより、保育士が働きやすい環境を整備することを目的としている。設置者か本人どちらかに補助するかで、市町村や設置者の負担割合が変わってくる。盛岡市や江戸川区などで事業が行われている。

我が会派の制度導入の質疑に対して、市として関係団体等の意見や他都市の状況等も踏まえ、今後導入を検討したいとした。

平山タカヒサのプロフィール

- 1967年 11月30日名瀬市(現奄美市)生まれ、伊津部小学校→西谷山小学校、谷山中学校、鹿児島中央高校、県立短期大学II部商経科卒業
- 1987年 4月鹿児島市役所入庁
- 2015年 9月30日市役所退職
- 2016年 4月市議会議員選挙に出馬。初当選

市政報告

2019年

09月
議会号

〒892-8677

鹿児島市山下町11-1

鹿児島市議会社民・市民フォーラム控室

電話：099-216-1438

FAX：099-226-1019

<http://www.sdp-kagoshima-city.org>

代表
質疑

問 避難所の環境整備や開設・運営等の改善について

学校や地域福祉館等 240ヶ所の避難所で空調設備があるのは、97箇所。小中学校の屋内運動場（体育館）への空調設備の導入については、避難者にとって快適な面があるが、施設管理者にとっては費用の問題等もあるので、施設ごとに判断している。

インフルエンザにかかっている方は、避難所に複数部屋がある場合は、別室を準備して対応する他、医療機関などへの搬送を検討することとしている。また、ペットについては、原則、居住スペース内への持ち込みはお断りしており、避難所敷地内にペット用のスペースを設け、ケージやキャリーケースを使用して、飼い主自身に管理してもらう。

今後、避難所の開設の在り方、運営等については、外部委託の手法も含め、他都市の状況を調査するなど、より効果的、効率的な方策を、研究したい。

問 災害時の学校等の「休み」の判断と今後の対応について

学校教育法施行規則第63条により、「非常変災その他の急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる」とされ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条により、教育委員会は、臨時休業を決定できるとされている。

保育所については、休園等の基準に関する法令上の規定はないが、施設長の判断で休園等の措置ができる。また、幼稚園については、学校教育法施行規則により、休園の判断は園長が行うことができる。災害対策本部等の会議の中で、学校等を含む市所管施設等の情報共有を行っている。今回の事例も踏まえる中で、更に庁内の連携を図っていく。

また、指針等の策定については、校長会や関係部局等と連携するとともに、他都市の取組も参考にしながら研究したい。

問 会計年度任用職員制度について

会計年度任用職員制度は、一般職の非常勤職員制度の明確化を図るために創設された新たな制度であり、同職員は、一会計年度内を超えない範囲内で置かれる非常勤の職で、フルタイムとパートタイムの2つの類型が設けられた。

本市では、制度導入後、特別職非常勤職員約1,300人、臨時的任用職員約20人、会計年度任用職員約2,330人となる見込み。会計年度任用職員のうち、資格・免許職職員の産休・育休等の代替職員や常勤保育士約30人をフルタイムで、事務補助員や消費生活相談員など約2,300人をパートタイムで任用することとしている。

周知については、現在任用している非常勤職員等に対して、平成31年2月に文書を配付し、制度の概要について周知を図った。新たな制度への移行についても認識しているものとする。

問 家庭ごみの高齢者等戸別収集サービス（まごころ収集）について

実施にあたっては、電話等で相談を受け、申請書を提出してもらい、書類審査、現地調査の後、決定し、収集開始となる。本人による申請等が困難な場合には、介護支援専門員等と連携して、行っている。電話等による問い合わせ件数は、8月末現在で269件、利用者は、125人となっている。受付の時点で、対象とならなかった方は、申請者が要介護でなく、要支援であった方、居宅サービスを受けていない方などです。

利用者増に向けた取組みについては、福祉部局との連携を図り、機会を捉えて周知広報に努めたい。

社民・市民フォーラム

団長	ふじくぼ 博文（環境文教委員会）
副団長	秋広 正健（建設委員会）
	森山 きよみ（産業観光企業委員会）
	大森 忍（市民健康福祉委員会）
	中原 ちから（総務消防委員会）
	平山 タカヒサ（環境文教委員会）